天皇の制度

現在も将来も 「憲法」にもとづいて

現在は

与党になったら天皇制は廃止? そんなことは絶対にしません。 私たちは綱領で、天皇の制度をふくめ「憲法の全条項を守る」 と決めています。「(天皇は) 国政に関する権能を有しない」(第 4条)——天皇の政治利用を許さないことをはじめ、憲法を厳格 に守ります。

「主権回復の日」記念式典への出席――最悪の政治利用

かつて安倍政権は、「愛国精神」高揚のため、戦後日本が「独立した日」を祝う記念式典への天皇出席を強行。同日を、米国にひきわたされた「屈辱の日」とする沖縄県民の心をふみにじりました。特定の立場を国民におしつけるため「天皇」を利用することは憲法違反です。



将来は

一人の個人が国を象徴する制度は、人間の平等と両立しない――私たちはこう考えていますが、それを社会におしつけることはしません。天皇の地位は「主権の存する国民の総意に基づく」(第1条)。続けるか、なくすかは、あくまで憲法にもとづいて国民の総意にゆだねる。これが私たちの方針です。